

【報酬告示の改正案】

介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額

(平成 27 年 8 月施行分)

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百四十四号）【平成二十七年八月一日施行（予定）】

（傍線の部分は改正部分）

改		正		案	
一	所得の区分	居室等の区分	額	所得の区分	現行
	イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）以下「施行規則」という。）の五第一号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば、保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるるもの	ユニット型個室 ニット型連 特養 老健・療養等	一千三百十円 一千三百十円 八百二十円 一千三百十円	イ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十一条の三第二項第一号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所 得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十一条の三第二項第一号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所 得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
	ロ 施行規則第八十三条の	多床室（特養等） 多床室（老健・療養等） 多床室（特養等） 多床室（老健・療養等）	一日につき 三百七十円 三百七十円 三百七十円	ロ 施行規則第八十三条の	伊 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）以下「施行規則」という。）の五第一号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば、保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの
二	所得の区分	居室等の区分	額	所得の区分	現行
	イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定期限内六月までの場合は、前々年）中の公的税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公	ユニット型個室 ニット型連 特養 老健・療養等 多床室（特養等） 多床室（老健・療養等） 多床室（特養等） 多床室（老健・療養等）	八百二十円 八百二十円 八百二十円 八百二十円 三百七十円 三百七十円 三百七十円 三百七十円	イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスを受けける日の属する年の前年（特定期限内六月までの場合は、前々年）中の公的税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公	伊 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十一条の三第二項第一号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所 得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

二		二		二	
一	所得の区分	居室等の区分	額	所得の区分	現行
	イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定期限内六月までの場合は、前々年）中の公的税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公	ユニット型個室 ニット型連 特養 老健・療養等 多床室（特養等） 多床室（老健・療養等） 多床室（特養等） 多床室（老健・療養等）	八百二十円 八百二十円 八百二十円 八百二十円 三百七十円 三百七十円 三百七十円 三百七十円	イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスを受けける日の属する年の前年（特定期限内六月までの場合は、前々年）中の公的税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公	伊 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十一条の三第二項第一号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所 得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
	二	所得の区分	居室等の区分	額	二
	イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定期限内六月までの場合は、前々年）中の公的税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公	ユニット型個室 ニット型連 特養 老健・療養等 多床室（特養等） 多床室（老健・療養等） 多床室（特養等） 多床室（老健・療養等）	八百二十円 八百二十円 八百二十円 八百二十円 三百七十円 三百七十円 三百七十円 三百七十円	伊 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十一条の三第二項第一号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所 得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	二

三 イ	<p>。つて、国民年金法等の一つに掲げる者であつて、当該者の居住費等の額が八十万円以下のもの（一）の項目に掲げる者を除くこととするれば保険を必要としない状態となるもの（二）の項目に掲げる者であつて、当該者の居住費等の額がこの項の負担限度額に掲げる額であつたときは、（一）の項目に掲げる者を除くこととする。</p> <p>（二）の項目に掲げる者は、（一）の項目に掲げる者を除くこととする。</p> <p>（三）の項目に掲げる者は、（一）の項目に掲げる者を除くこととする。</p>	<p>一項第一号に掲げる者である 一項第十三号に規定する 合計所得金額をいい、そ の額が零とする。）の合計所 得金額（地方税法（昭和二 五年法律第二百二十六号）第二 百九十二条第一項第一号に掲 げる者である 一項第一号に掲げる者であつ て、当該者の居住費等の額が八 十万円以下のもの（一）の項 目に掲げる者を除くことと するれば保険を必要としない 状態となるもの（二）の項 目に掲げる者を除くことと する。</p>
三 イ	<p>。つて、国民年金法等の一つに掲げる者であつて、当該者の居住費等の額が八十万円以下のもの（一）の項目に掲げる者を除くこととするれば保険を必要としない状態となるもの（二）の項目に掲げる者であつて、当該者の居住費等の額がこの項の負担限度額に掲げる額であつたときは、（一）の項目に掲げる者を除くこととする。</p> <p>（二）の項目に掲げる者は、（一）の項目に掲げる者を除くこととする。</p> <p>（三）の項目に掲げる者は、（一）の項目に掲げる者を除くこととする。</p>	<p>一項第一号に掲げる者である 一項第十三号に規定する 合計所得金額をいい、そ の額が零とする。）の合計所 得金額（地方税法（昭和二 五年法律第二百二十六号）第二 百九十二条第一項第一号に掲 げる者である 一項第一号に掲げる者であつ て、当該者の居住費等の額が八 十万円以下のもの（一）の項 目に掲げる者を除くことと するれば保険を必要としない 状態となるもの（二）の項 目に掲げる者を除くことと する。</p>

三

ハ	ハ 除く。 の項口に掲げる者を及 五第三号に掲げる者	部を改正する法律（昭和 六十年法律第三十四号） 規定によりなお従前の例 によるものとされた同法 第一条の規定による改正 前の国民年金法（昭和三 十四年法律第百四十一号） に基づく老齢福祉祉年金 （その全額につき支給が除 止されているものを除く。 の受給権を有するもの） 施行規則第八十三条の 五第二号に掲げる者であ るが、この額があつたとすれば 保護を必要としない状態 となるもの（二の項口及 び二の項口に掲げる者を及 除く。）の受給権を有する者を及 五第三号に掲げる者	個室 従来型個室（特養等） 従来型個室（老健・療養等） 多床室（特養等） 多床室（老健・療養等） 零円 零円	四百九十九円 三百二十円 四百九十九円 三百二十円 一日につき 一日につき 一日につき 一日につき
ハ	ハ 除く。 の項口に掲げる者を及 五第三号に掲げる者	部を改正する法律（昭和 六十年法律第三十四号） 規定によりなお従前の例 によるものとされた同法 第一条の規定による改正 前の国民年金法（昭和三 十四年法律第百四十一号） に基づく老齢福祉祉年金 （その全額につき支給が除 止されているものを除く。 の受給権を有するもの） 施行規則第八十三条の 五第二号に掲げる者であ るが、この額があつたとすれば 保護を必要としない状態 となるもの（一の項口及 び二の項口に掲げる者を及 除く。）の受給権を有する者を及 五第三号に掲げる者	個室 従来型個室（特養等） 従来型個室（老健・療養等） 多床室 多床室 零円 零円	四百九十九円 三百二十円 四百九十九円 三百二十円 一日につき 一日につき

備考

備考
一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して算定された額が定まる費用の額並びに同法第六十一条の三第三

この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第

一	二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十一号。以下「居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。	二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十一号。以下「居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。
二	この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型個室をいう。	この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型個室をいう。
三	この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。	この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。
四	この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。	この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。
五	この表において「多床室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室（特養等）をいう。	この表において「多床室」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室をいう。
六	この表において「多床室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考六に規定する多床室（老健・療養等）をいう。 （新設）	

